

那須 CEO 倶楽部 会則

(平成23年9月27日総会決議)

第1条 本会の名称を『那須 CEO 倶楽部』と称する。

第2条 本会の事務局を、株式会社クリエートインターナショナル内に置く。

第3条 目的

『那須 CEO 倶楽部』は、会員同士がお互いに自分の心を開き、裸になって付き合える場を定期的に開催し経営者として自らの経営感覚を革新すること。

会員同士が共にビジネスパートナーとして結集・共生し、地域活性化の核を担うこと。

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員同士が共にパートナーとしてビジネスモデルを構築し、事業展開を図る
2. 地域社会活性化のための事業
3. 地域社会雇用促進のための事業
4. 経営者として必要な教育事業
5. その他目的達成に必要な事業

第5条 会員資格

成功する企業を志す最高意思決定権者又はそれに準ずる人。

会合では常に自らをオープンにして語り合うと共に、他のメンバーに対して積極的に助言を行うことができる人。

第6条 役員

本会は総会にて役員を決定する。

会 長	1 名
理 事	5 名以内
監 事	1 名
事務局長	1 名
相 談 役	1 名

第7条 役員の仕事

本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 理事は、会長を補佐し、会務の円滑な運用を行う。
3. 監事は、毎年の決算前に会計監査を行う。
4. 事務局長は、会員との連絡・調整役を行う。
5. 相談役は、会務の円滑な運用の為の助言等を行う。

第8条 役員の任期

本会の役員の任期は、次のとおりとする。

1. 会長 2 年
2. 理事 2 年
3. 監事 2 年

4. 事務局長 2年

5. 相談役 2年

第9条 役員を選出

本会の役員は、総会において理事・監事・事務局長・相談役を会員の互選によって選出する。選出された理事は速やかに理事会を開催し、選出された理事から会長を選出する。

第10条 定例会

毎月1回開催を基本とする。

第11条 臨時会

会員の要請に応じて開催する。

第12条 総会

定時総会は会計期間終了後2ヶ月以内に開催する。

総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

第13条 総会の議決事項

会則に規定するものの他、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1 予算及び決算に関する事項
- 2 事業計画及び事業報告に関する事項
- 3 会則の制定及び変更に関する事項
- 4 総会において、審議することを相当と議決した事項

第14条 議決の件

総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

第15条 議決権

会員は、1個の議決権を有する。

第16条 議長

総会の議長は、会長がこれに当たる。

第17条 理事会

1. 理事会は、会長、理事、事務局長で組織する。
2. 会長不在のときは、理事会が会長代行としてその職務を代行する。
3. 理事会は会長が招集する。

第18条 理事会の決議

1. 本会の業務執行は理事会の決するところによる。
2. 理事会の議長は理事会の組織員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。可否同数のときは、議長が決する。

第19条 理事会の決議事項

次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- ①事業計画に関する事項
- ②総会に付議すべき事項
- ③委員会に付議すべき事項
- ④委員会の決議により審議を請求された事項

⑤ 規則の制定及び改廃

⑥ 会長から付託された事項

⑦ 前各号に掲げるもののほか会の業務の執行に関する事項

第20条 会計年度

本会の会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。

第21条 会費

本会の会費は、月額1万円とし、原則口座振替により納入する。また、必要に応じて臨時会費は、理事会に諮りこれを徴収することができる。

第22条 入退会

本会の入会は1名以上の会員の推薦により理事会で承認を得る。

退会者は理事会に通知する。また会費未納が6ヶ月以上続いた場合には、理事会に諮り退会とすることができる。

第23条 弔事、見舞

会員の弔事およびお見舞いについては、次のとおり定める。

本人の死亡、配偶者の死亡、同居又は同居に準ずる父母（義父母・養父母を含む）および子の死亡の場合は、本会より金円の贈呈をする。

第24条 その他

本会の定めない事項については、理事会の協議によって決める。

付 則

この会則は、平成16年8月1日から施行する。

平成18年8月22日改定

平成20年9月17日改定

平成23年9月27日改定